

中華人民共和国技術輸出入管理条例

2001 年 12 月 10 日公布

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国技術輸出入管理条例

(2001年12月10日中華人民共和国国务院令第331号公布

2011年1月8日「国务院による一部の行政法規の廃止と改正
に関する決定」に基づく第1次改正

2019年3月2日「国务院による一部の行政法規の改正に関する
決定」に基づく第2次改正

2020年11月29日「国务院による一部の行政法規の廃止と改正
に関する決定」に基づく第3次改正)

第一章 総則

第一条 技術の輸出入管理を規範化し、技術輸出入の秩序を維持し、国民経済と社会の発展を促進することを目的に、「中華人民共和国对外贸易法」（以下、对外贸易法と略称する）及びその他の関連法律の関連規定に従い、本条例を制定する。

第二条 本条例にいう技術輸出入とは、中華人民共和国外から国内に、又は中華人民共和国国内から国外に、貿易、投資又は経済技術協力を通じ、技術を移転する行為のことをいう。

前項に規定した行為とは特許権の移転、特許出願権の移転、特許実施許諾、ノウハウの移転、技術サービス及びその他の方式の技術移転を含む。

第三条 国は技術輸出入について統一的な管理制度を執行し、法により、公平、自由な技術輸出入秩序を維持する。

第四条 技術輸出入は国家の産業政策、科学技術政策及び社会発展政策に合致し、わが国の科学技術の進歩及び対外経済技術協力の発展に利し、わが国の経済技術の権益維持に利しなければならない。

第五条 国家は自由な技術輸出入を認める。但し、法律、行政法規の別途に規定がある場合はこの限りではない。

第六条 国務院對外經濟貿易主管部門（以下、国務院外經貿主管部門と略称する）は對外貿易法及び本条例の規定に従い、全国の技術輸出入管理事務に責任を負う。

省、自治区、直轄市人民政府の外經貿主管部門は国務院外經貿主管部門の授權に基づいて、同行政区域内の技術輸出管理事務に責任を負う。

国務院関連部門は国務院の規定に従い、技術輸出入項目の関連管理職責を履行する。

第二章 技術輸入管理

第七条 国は先進的、且つ実用的である技術の輸入を奨励する。

第八条 對外貿易法第 16 条に規定している条項の一つがある技術は、その輸入を禁止し又は制限する。

国務院外經貿主管部門は国務院関連部門と共同で輸入を禁止又は制限する技術目録を制定、調整又は公布する。

第九条 輸入禁止技術を輸入してはならない。

第十条 輸入制限のある技術については許可証管理を実施する。許可証を得ず、輸入してはならない。

第十一条 輸入制限のある技術を輸入する場合には、国務院外經貿主管部門に技術輸入申請を提出し、且つ関連書類を添付しなければならない。

技術輸入項目は関連部門の許可を得る必要がある場合には、関連部門に許可書類を提出しなければならない。

第十二条 国務院外經貿主管部門は技術輸入申請を受領してから、国務院関連主管部門と共同で審査をし、且つ申請日より 30 の労働日以内に許可又は不許可の決定をしなければならない。

第十三条 技術輸入申請が許可された場合には、国務院外經貿主管部門は技術輸入許可意向書を付与する。

輸入經營者は技術輸入許可意向書を取得してから、對外の技術輸入契約を締結することができる。

第十四条 輸入経営者は技術輸入契約を締結してから、国務院外経貿主管部門に技術輸入契約の副本及び関連書類を提出し、技術輸入許可証を申請しなければならない。

国務院外経貿主管部門は技術輸入契約の真実性について審査をし、且つ前項規定の書類を受領した日より 10 の労働日以内に技術輸入について許可又は不許可の決定をしなければならない。

第十五条 申請人は本条例第十一条の規定に従い、国務院外経貿主管部門に技術輸入申請を提出する場合には、締結した技術輸入契約の副本を合わせて提出することができる。国務院外経貿主管部門は本条例第十二条及び第十四条の規定に従い、申請及び技術輸入契約の真実性について合わせて審査する。且つ前項に規定する書類を受領した日より 40 労働日以内に、技術輸入について許可又は不許可の決定をする。

第十六条 技術輸入が許可された場合には、国務院外経貿主管部門が技術輸入許可証を付与する。技術輸入契約は技術輸入許可証の付与日より発効する。

第十七条 自由に輸入することのできる技術については契約登録管理を実施する。自由に輸入することのできる技術を輸入する場合、契約は法により成立する時に発効し、登録を契約発効の要件としない。

第十八条 自由に輸入することのできる技術を輸入する場合、国務院外経貿主管部門で登録をし、且つ以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 技術輸入契約登録申請書
- (2) 技術輸入契約の副本
- (3) 契約締結者双方の法的地位を証明する書類

第十九条 国務院外経貿主管部門は本条例第十八条に規定する書類を受領した日より 3 労働日以内に技術輸入契約について登録をし、技術輸入契約登録証を付与する。

第二十条 申請人は技術輸入許可証又は技術輸入契約登録証で外貨、銀行、税務、税関などの関連手続を取る。

第二十一条 本条例の規定に従い許可又は登録された技術輸入契約について、その契約の

主要内容に変更がある場合には、改めて許可又は登録手続を取らなければならない。

許可又は登録された技術輸入契約を終了した場合には、速やかに国務院外経貿主管部門に登録をしなければならない。

第二十二條 国務院外経貿主管部門と関連部門及びその職員は、技術輸入管理職責の履行中に知った営業秘密について守秘義務を負う。

第二十三條 技術輸入契約の譲渡人は、自分が提供した技術の適法な所有者であり、又は譲渡、使用許諾をする権利を有する者であることを保証しなければならない。

技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人の技術を使用した結果、第三者に権利侵害で告訴された場合、直ちに譲渡人に通知しなければならない。譲渡人は通知を受けた後、譲受人と協力し、譲受人が受ける不利益を排除しなければならない。

第二十四條 技術輸入契約の譲渡人は、提供した技術が完全で、誤りなく、且つ有効的であり、契約した技術的目標を達成することができることを保証しなければならない。

第二十五條 技術輸入契約の譲受人、譲渡人は契約に定めた秘密保持範囲、秘密保持期限内に譲渡人が提供した技術の未公開の部分について、守秘義務を負わなければならない。

秘密保持期間内に、秘密技術が守秘義務を負うべき側以外の原因で公開された場合には、同守秘義務は消滅する。

第二十六條 技術輸入契約期間の満了後、技術譲渡人と譲受人は公平合理の原則に従い、技術の継続使用について協議することができる。

第三章 技術輸出管理

第二十七條 国は成熟した産業化技術の輸出を奨励する。

第二十八條 対外貿易法第十六條に規定した条項の一つがある場合、その輸出を禁止又は制限する。

国務院外経貿主管部門は、国務院関連部門と共同で輸出禁止又は制限する技術の目録を制定、調整又は公布する。

第二十九条 輸出禁止のある技術は輸出してはならない。

第三十条 輸出制限のある技術は許可証管理を実施する。許可なしには輸出してはならない。

第三十一条 輸出制限のある技術を輸出する場合、国務院外経貿主管部門に申請書を提出しなければならない。

第三十二条 国務院外経貿主管部門は技術輸出申請を受領した後、国務院科学技術管理部門と共同で輸出申請技術について審査をし且つ申請書を受領した日より 30 労働日以内に、許可又は不許可の決定をしなければならない。

輸出制限のある技術は関連部門で秘密保持審査をする必要がある場合、国の関連規定に従い、実施する。

第三十三条 技術輸出申請が許可された場合には、国務院外経貿主管部門は技術輸出許可意向書を付与する。

申請人は技術輸出許可意向書を取得すれば、外国側と実質的交渉をし、技術輸出契約を締結することができる。

第三十四条 申請人は技術輸出契約を締結した後、国務院外経貿主管部門に対し、以下に掲げる書類を提出し、技術輸出許可証を申請しなければならない。

- (1) 技術輸出許可意向書
- (2) 技術輸出契約の副本
- (3) 技術資料の輸出リスト
- (4) 契約締結双方の法的地位を証明する書類

国務院外経貿主管部門は技術輸出契約の真実性について審査をし、且つ前項に規定した書類を受領した日より 15 労働日以内に、技術輸出について許可又は不許可の決定をしなければならない。

第三十五条 技術輸出が許可された場合には、国務院外経貿主管部門は輸出許可証を付与する。技術輸出契約は技術輸出許可証の付与日より発効する。

第三十六条 自由に輸出することのできる技術については、契約登録管理を実施する。

自由輸出技術を輸出する場合には、契約が法により成立する時に発効する。登録を契約が発効する条件としない。

第三十七条 自由輸出技術を輸出する場合には、国务院外経貿主管部門に登録申請し、且つ以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 技術輸出契約登録申請書
- (2) 技術輸出契約の副本
- (3) 契約締結者双方の法的地位を証明する書類

第三十八条 国务院外経貿主管部門は本条例第三十七条に規定した書類を受領した日より 3 労働日以内に、技術輸出契約について登録をし、技術輸出契約登録証を付与しなければならない。

第三十九条 申請人は技術輸出許可証又は技術輸出契約登録証で外貨、銀行、税務、税関などの関連手続を取る。

第四十条 本条例の規定に従い許可又は登録された技術輸入契約についてその契約の主要内容に変更がある場合、改めて許可又は登録手続を取らなければならない。

許可又は登録した技術輸出契約が終了した場合には、速やかに国务院外経貿主管部門に登録しなければならない。

第四十一条 国务院外経貿主管部門と関連部門及びその職員は、技術輸出管理職責の履行中に知った国家秘密及び営業秘密について守秘義務を負う。

第四十二条 核技術、核の軍民両用品関連技術、管理化学品生産技術、軍事技術などの輸出管制技術を輸出する場合、関連行政法規の規定に従い、処理する。

第四章 法律責任

第四十三条 輸出入禁止の技術を輸入又は輸出した場合、若しくは許可なしに無断で輸出入制限技術を輸出又は輸入した場合には、刑法の密輸罪、非法經營罪、国家秘密漏洩罪又は

その他の罪の規定に従い、法により刑事的責任を追及する。二、刑事的処罰をするに及ばない場合には、状況に基づいて、税関法の関連規定に従い処罰し、又は国務院外経貿主管部門が警告を言い渡し、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金に処する。国務院外経貿主管部門は其の對外貿易經營の許可を取り消すことができる。

第四十四条 無断で許可範囲外の輸出入制限技術を輸入又は輸出した場合、刑法の非法經營罪又はその他の罪の規定に従い、刑事的責任を法により追及する。刑事的処罰をするに及ばない場合には、状況によって、税関法の関連規定に従い、処罰し、又は国務院外経貿主管部門が警告を言い渡し、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の罰金に処する。国務院外経貿主管部門は其の對外貿易經營の許可を中止し又は取り消すことができる。

第四十五条 技術輸出入許可証又は技術輸出入契約登録証を偽造、変造又は売買した場合、刑法の非法經營罪又は国家機関の公文書、証書、印鑑の偽造、変造、売買罪の規定に従い、法により刑事的責任を追及する。刑事的処罰をするに及ばない場合には、税関法の関連規定に従い、処罰する。国務院外経貿主管部門は其の對外貿易經營の許可を取り消すことができる。

第四十六条 欺瞞又はその他の不正な手段で技術輸出入許可を取得した場合には、国務院外経貿主管部門は其の技術輸出入契約登録証を剥奪し、其の對外貿易經營許可を中止し又は取り消す。

第四十七条 欺瞞又はその他の不正な手段で技術輸出入契約登録を取得した場合、国務院外経貿主管部門は其の技術輸出入契約登録証を剥奪し、其の對外貿易經營許可を中止し又は取り消す。

第四十八条 技術輸出入管理職員は、本条例の規定に違反し、国家秘密又は營業秘密を漏洩した場合には、刑法の国家秘密漏洩罪又は營業秘密侵害罪の規定に従い法により刑事的責任を追及する。刑事処罰をするに及ばない場合、法により行政処分に処する。

第四十九条 技術輸出入管理職員は、職権を乱用し、職務を怠慢し、又は職務上の地位を利用して他人から金銭を受け取り、又は要求した場合には、刑法の職権乱用罪、職務怠慢罪、収賄罪、又はその他の罪の規定により刑事責任を追及する。刑事処分するに及ばない場合に

は、法により行政処分に処する。

第五章 附則

第五十条 国務院外経貿主管部門が下した技術輸出入関連の批准、許可、登録又は行政処罰に不服がある場合、法により行政不服を申し立てることができ、法により裁判所に提訴することができる。

第五十一条 本条例の公布前に国務院が制定した技術輸出入管理関連の規定が本条例の規定に一致していない場合、本条例を基準とする。

第五十二条 本条例は 2002 年 1 月 1 日より施行する。1985 年 5 月 24 日国務院が、発布した「中華人民共和国技術導入契約管理条例」と 1987 年 12 月 30 日国務院が許可し、1988 年 1 月 20 日對外經濟貿易が発布した「中華人民共和国技術導入契約管理条例施行細則」は同時に廃止する。

出所：中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト
https://www.gov.cn/zhengce/202203/content_3338162.htm